



お知らせ

特別措置による授業料免除等について

本科1～3年生で、以下のことに当てはまれば授業料免除等が申請できる可能性があります。詳しくは10月5日(火)までに学生係へ。

1. 過去半年間以内に主たる学資負担者が他界、もしくは自分自身か保護者が災害に遭った場合
2. 過去半年間以内に、学資負担者が失職し、家計が急変した場合
3. 保護者が海外に移住して仕事をしている場合

学生課学生係